

旧農林省積雪地方農村經濟調查所保存活用方針報告

国登録有形文化財

旧農林省積雪地方農村經濟調査所

保存活用方針



令和3年2月

新庄市教育委員会

— 目次 —

はじめに	1
1. 旧雪調について	2
2. これまでの経過	3
3. 施設の概要	
(1) 雪の里情報館配置図	5
(2) 旧雪調の建物概要	5
(3) 旧雪調の図面	6
4. 保存活用方針の位置づけ	7
5. 保存活用の方向性	
(1) 保存方針	8
(2) 活用方針	8
(3) 資料館とのかかわり	9
6. 市内他施設とのかかわり	11

— 資料編 —

- ・登録有形文化財（建造物）の概要
- ・国の登録有形文化財（建造物）登録時の所見より（抜粋）

はじめに

旧農林省積雪地方農村経済調査所（以下、「旧雪調」という。）は、昭和8年に国の調査研究機関として、積雪に関する調査や積雪地方における産業創出のための研究が行われてきました。50年の長きにわたり、農村経済の活性化に向けた研究が行われてきましたが、昭和58年に本所（東京都）へ統合されることとなり、閉所となりました。

市では、建物と図書資料などを国から譲り受け、昭和59年に市立図書館分館「積雪地方農山村研究資料館」を開設。平成8年に（仮称）新庄雪国センターを建設し、平成9年に生涯学習施設「雪の里情報館」としてオープンし、市民の活動の場として親しまれてきました。

旧雪調は、新庄の雪国の歴史や文化・風土を象徴する貴重な建物であり、平成26年に、「再現することが容易でないもの。国土の歴史的景観に寄与しているもの」として、国の登録有形文化財に登録されました。

市では、登録有形文化財の趣旨のもと、建物の保存はもちろんのこと、雪国文化を継承しながら、新たな視点で広く活用していくことが、まちづくりや観光交流のさらなる推進にもつながるものと考えています。

雪の里情報館の開設から20年以上が経過し、施設利用者をはじめとした市民ニーズも大きく変化しています。雪の里情報館の設置目的である「雪害救済運動発祥の地として果たしてきた業績を永く未来につたえ、雪のふるさとづくりを推進する」ことを基本としながら、旧雪調の保存活用の方向性と併せて、雪の里情報館全体としての機能や役割について再構築するため、旧農林省積雪地方農村経済調査所保存活用方針（以下、「保存活用方針」という。）を策定するものです。



1. 旧雪調について

旧雪調は楯岡町（現・村山市）出身の衆議院議員である松岡俊三が雪害救済を提唱したことをきっかけに、雪害救済運動の気運が高まり、国の機関として、新庄町（現・新庄市）に設立されました。新庄町に誘致するにあたり、新庄町の有力な地主、有力商人の後継者、青年団幹部が中心となり組織した「最上郡雪害期成連盟」の熱心な誘致活動が実を結び、現在の場所に開設されました。

旧雪調の目的としては、経済不況や度重なる凶作によって疲弊のどん底にあった雪国の農家の経済の立て直しを図るため、調査・研究・指導を目的とした全国唯一の機関として開設されました。

昭和8年に新庄町役場に仮事務所を置き設立しましたが、時代と共に、建物や設備の充実がなされ、昭和18年には庁舎が2棟・醸造場、木工・金工工場、ホームスパン工場、缶詰工場2棟、積雪研究室、実験農家と一大工場群の景観を呈していました。旧雪調での事業内容は、昭和16年の「雪調概要」によると「農業経済係」「農村工業及び副業係」「積雪研究室」の3つの部署で構成され、それぞれの部署で特色ある調査・研究・指導が行われました。



農業経済係

雪害が及ぼす経済・農林漁業経済・農業労働力に関する調査研究
農業経営経済に関する実証的研究と指導者講習会の開催
定期講演会の開催

農村工業 及び副業係

農村工業・副業・林野未開拓資源開発利用・農村生活に関する調査
瓶缶詰製造・農産物の冷凍・乾燥加工・醸造・乳肉加工・獣毛利用
に関する試験研究・防雪具・除雪具・運搬具の製作に関する試験
農村工業技術者指導伝習会の開催・定期講習会の開催

積雪研究室

積雪調査・一般気象観測
積雪・越冬作物・雪上運搬具・歩行具・除雪・圧雪・積雪地方農家
家屋及び屋根に関する試験研究
定期講習会の開催

2. これまでの経過

(旧雪調設置から閉所まで)

大正 15 年 (1926)	* 楯岡町 (現・村山市) 出身の衆議院議員・松岡俊三が雪害救済を提唱 (12 月 4 日)
昭和 5 年 (1930)	* 最上郡雪害期成連盟結成 (12 月)
昭和 8 年 (1933)	* 農林省臨時経済更生部の機関として積雪地方農村経済調査所を設けることを議会決議 (5 月 2 日) * 積雪地方農村経済調査所を新庄町十日町に設置 (9 月 15 日) * 同所を沼田 (現・石川町) に移転 (12 月 2 日)
昭和 9 年 (1934)	* 積雪調査開始 (2 月 15 日観測～昭和 35 年まで) * 最上郡内全町村からの寄付金及び新庄町起債により建物を新築し国に寄付 (起債の元利償還金を農林省補助金として町に交付／最初の庁舎、後の「食品研究所総合支所」が 7 月完成、同月 29 日落成式)
昭和 12 年 (1937)	* 現存する庁舎 (後の「農業総合研究積雪地方支所」) 完成 * 柳宗悦 ^{※1} による「最上郡民芸品展覧会」が開催される
昭和 13 年 (1938)	* 今和次郎 ^{※2} 設計による実験農家および旧積雪研究室の建物完成
昭和 15 年 (1940)	* シャルロット・ペリアン ^{※3} が旧商工省の招聘を受け来日し、雪調にも訪れ、椅子や敷物の製作を提案 (11 月 6 日)
昭和 23 年 (1943)	* 機構改革により農業経済係と積雪研究室が農業総合研究所積雪地方支所として発足 (4 月 16 日)
昭和 25 年 (1950)	* 地方財政平衡交付金 (現・地方交付税) の算定基準に積雪寒冷補正 (現・寒冷補正) を導入
昭和 35 年 (1960)	* 積雪研究室の機能が北陸農業試験場 (現・上越市) へ移管 (4 月 16 日)
昭和 43 年 (1968)	* 新庄市が長岡市に次ぎ全国 2 番目の無雪都市宣言制定 (12 月 25 日)
昭和 44 年 (1969)	* 国立防災科学技術センター新庄支所開所 (現防災科学技術研究所新庄雪氷防災研究支所) (10 月 1 日)
昭和 58 年 (1983)	* 閉所式 (9 月 13 日) * 農業総合研究所積雪地方支所が東京の本所へ統合 (10 月 1 日) * 旧雪調の建物と一部備品、及び図書資料約 33,000 冊のうち 17,756 冊を新庄市で譲り受ける (10 月 1 日)

※1 柳宗悦 (やなぎむねよし) : 民藝運動を起こした思想家、美学家、宗教哲学者。

※2 今和次郎 (こんわじろう) : 民家、服飾研究などで業績があり「考現学」を提唱し、建築学、住居生活などの分野でも活躍した。

※3 シャルロット・ペリアン : フランスの建築家、デザイナー。近代建築の巨匠であるフランスのル・コルビュジェのアトリエに入所し、数々の名作をコルビュジェとともに世に送り出した。

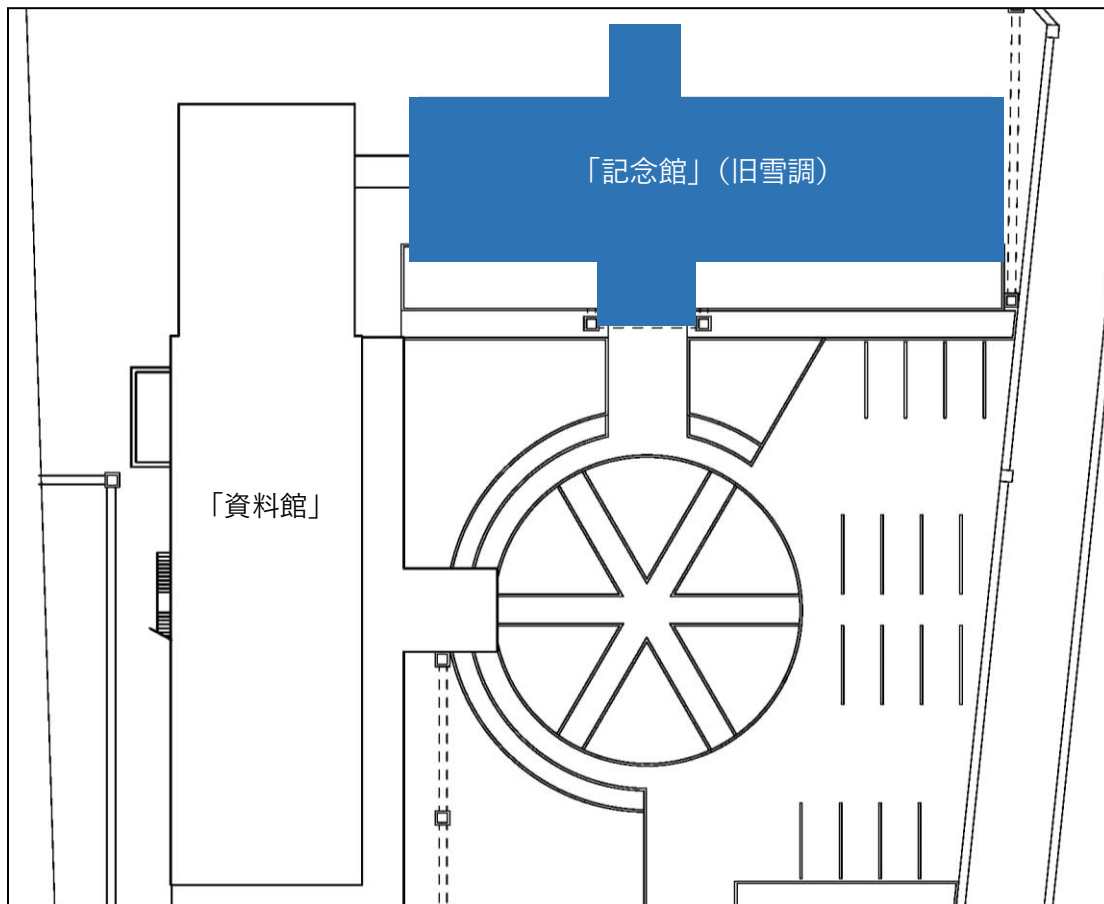
(新庄市へ移管後の経過)

昭和 59 年 (1984)	* 新庄市立図書館条例改正、市立図書館分館として積雪地方農山村研究資料館を設置
昭和 62 年 (1986)	* (仮称) 雪の記念館及び積雪地方農山村研究資料館整備委員会設置 (10 月 22 日) * 「(仮称) 雪の記念館及び積雪地方農山村研究資料館の整備についての基本構想」答申 (12 月 8 日)
平成 2 年 (1990)	* 今和次郎生誕 101 年記念と雪国シンポジウム「北国から発進・PART1」開催 (2 月 10 日～11 日)
平成 4 年 (1992)	* 「旧雪害の現状保存と活用を求める緊急市民集会」開催 (3 月 1 日) * 積雪地方農山村研究資料館基本計画策定委員会設置 (4 月 28 日) * 「積雪地方農山村研究資料館整備の基本計画」答申 (8 月 10 日) * 積雪地方農山村研究資料館移設工事 (12 月 15 日～平成 5 年 3 月 10 日)
平成 7 年 (1995)	* (仮称) 新庄雪国センター建設工事基本設計完成 (3 月 20 日)
平成 8 年 (1996)	* (仮称) 新庄雪国センター整備計画策定 (3 月 31 日)
平成 9 年 (1997)	* 一般公募により施設名称を「雪の里情報館」と決定 (8 月 5 日) * 「旧積雪地方農村経済調査所跡」を市指定文化財 (史跡) に指定 (10 月 24 日) * 雪の里情報館開館 (11 月 25 日)
平成 12 年 (2000)	* 「第 2 回日仏環境景観会議 2000in 新庄」の会場となり、柳宗理 ^{※4} やシャルロット・ペリアンの娘であるペルネットが訪れる (9 月 17 日)
平成 20 年 (2008)	* 指定管理者制度を活用した施設運営を開始 (4 月 1 日)
平成 25 年 (2013)	* 旧雪調 (記念館) の耐震診断で「倒壊する可能性が高い」と診断 (8 月 22 日)
平成 26 年 (2014)	* 「再現することが容易でないもの。国土の歴史的景観に寄与している。」との理由から、国の登録有形文化財として登録 (4 月 25 日)
令和元年 (2019)	* 工学院大学より今和次郎コレクションの一部の寄託を受け、シンポジウム開催 (12 月 22 日)

※4 柳宗理 (やなぎそうり) : 日本の工業デザイナー。代表作は天童木工製品の「バタフライスツール」がある。柳宗悦の息子。

3. 施設の概要

(1) 雪の里情報館配置図



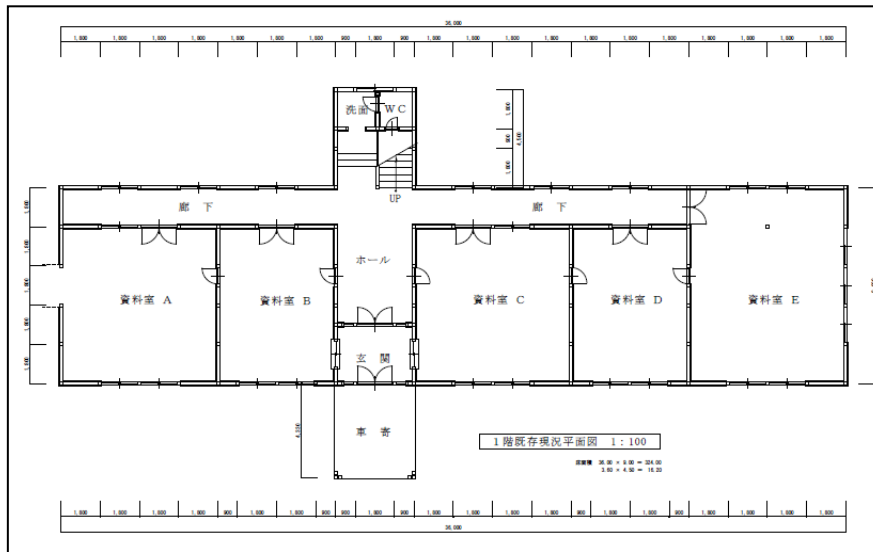
※旧雪調を「記念館」とし、1階部分を情報展示室として供用しています。平成9年に新たに建設された建物を「資料館」としています。

(2) 旧雪調の建物概要

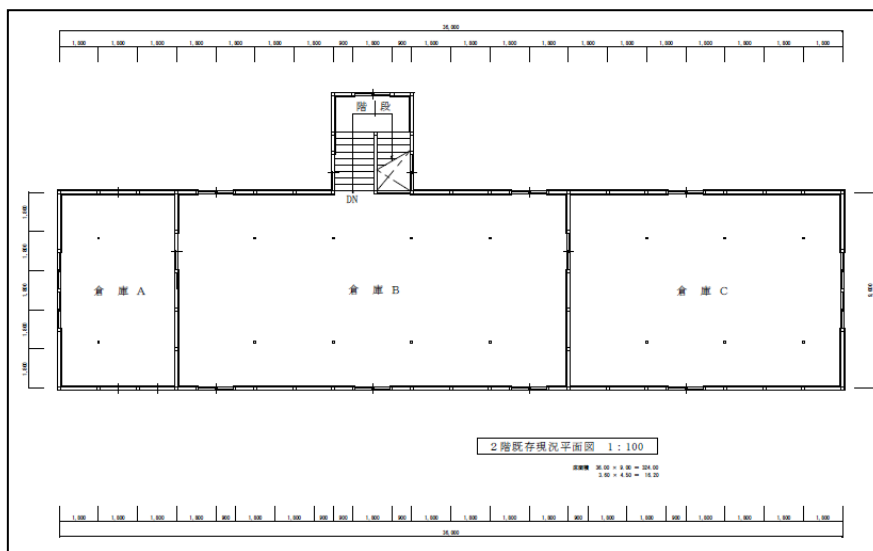
建築年	昭和12年(1937年)
建築面積	356㎡
延床面積	680.4㎡
1階面積	340.2㎡
2階面積	340.2㎡
構造・形式	木造2階建・鉄板葺
所在地	新庄市石川町4番15号

(3) 旧雪調の図面

1階平面図



2階平面図

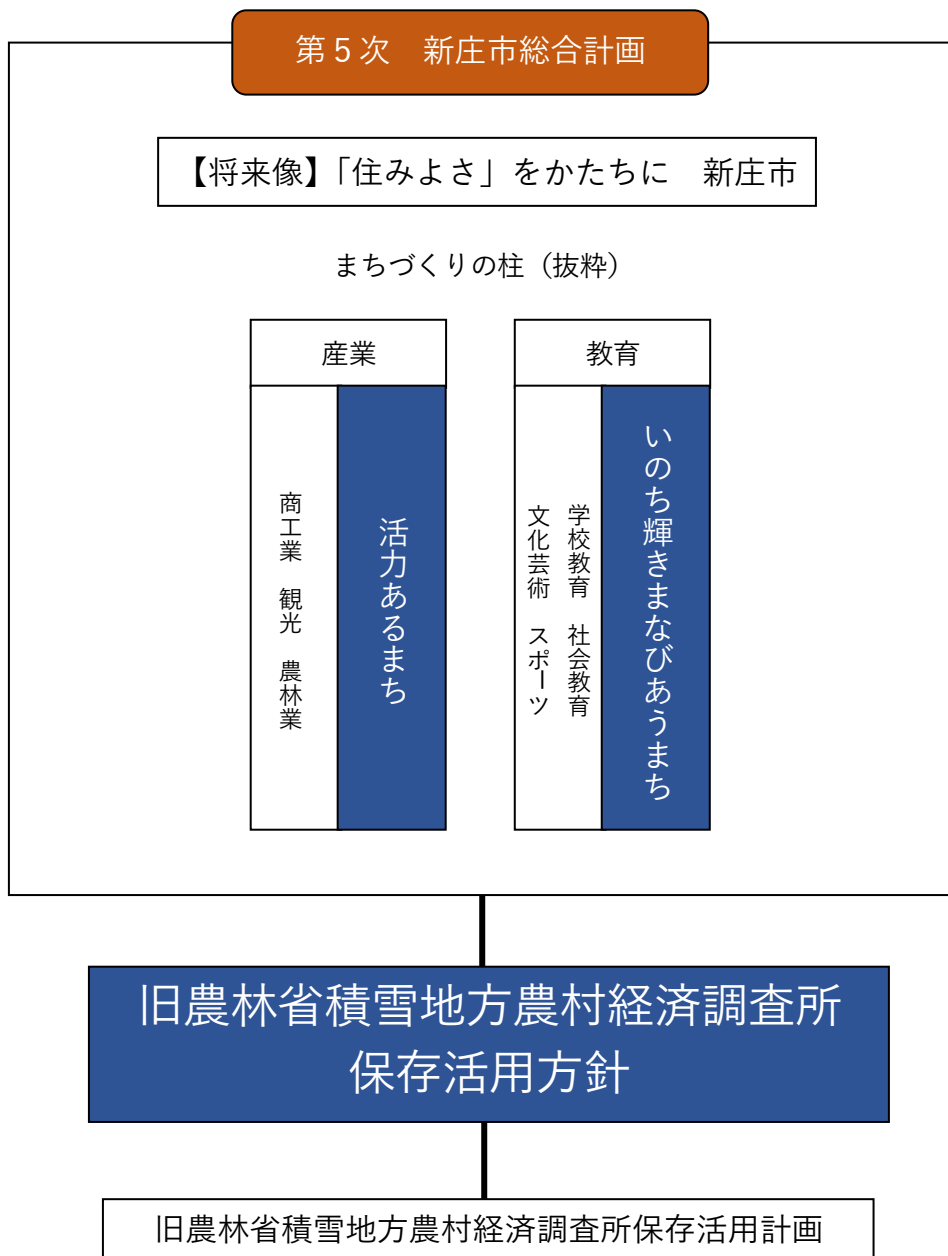


立面図



4. 保存活用方針の位置づけ

保存活用方針は、これまでの背景や経過を踏まえ、令和3年度からまちづくりの指針となる「第5次 新庄市総合計画」に掲げる将来像の実現に寄与することを基本とし、その他関連計画とも調整を図っていきます。



5. 保存活用の方向性

雪国の歴史や文化、風土の象徴である建物を次世代に引き継ぐために保存・保全するとともに、多くの人々が雪国文化や暮らしについて学び、次世代に引き継いでいくことができるよう活用していくため、「保存方針」「活用方針」を定めます。

(1) 保存方針

○国の登録有形文化財としての維持・継承

国の登録有形文化財の登録時に基準となった「再現することが容易でないもの」「国土の歴史的景観に寄与しているもの」ということの価値を未来に継承していくため、建物の保存管理を実施します。

○利用者の安全安心と建物の継続性の確保

市民が安心して活用できる施設であり続けるために耐震補強を行い、建物の継続性を維持するため、活用を前提とした施設改修を実施します。

(2) 活用方針

○雪国文化を次世代に伝承する場

雪国の歴史や文化・風土、旧雪調における研究成果に関する展示や情報発信を行います。

○学び合い、実践できる場

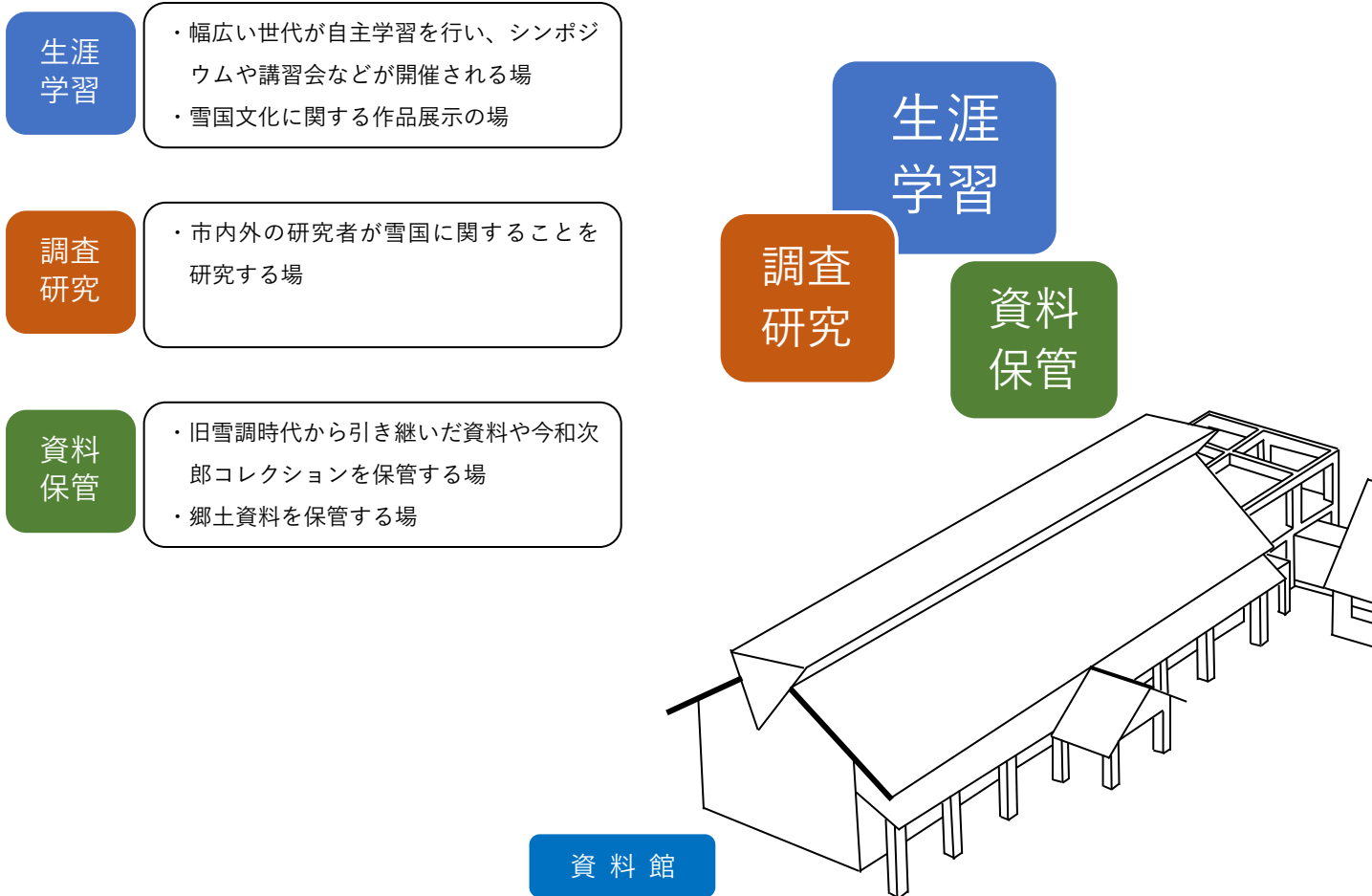
旧雪調時代から伝わる文化や風土を伝承する人たちなど、地域住民が雪国文化や雪国での暮らしについて学び合い、体験や実践できる場を創ります。

○多様な交流が生まれる場

雪国文化の体験や観光などを含めた多様な活用により、多くの人々が「訪れたい」と思う場を提供します。

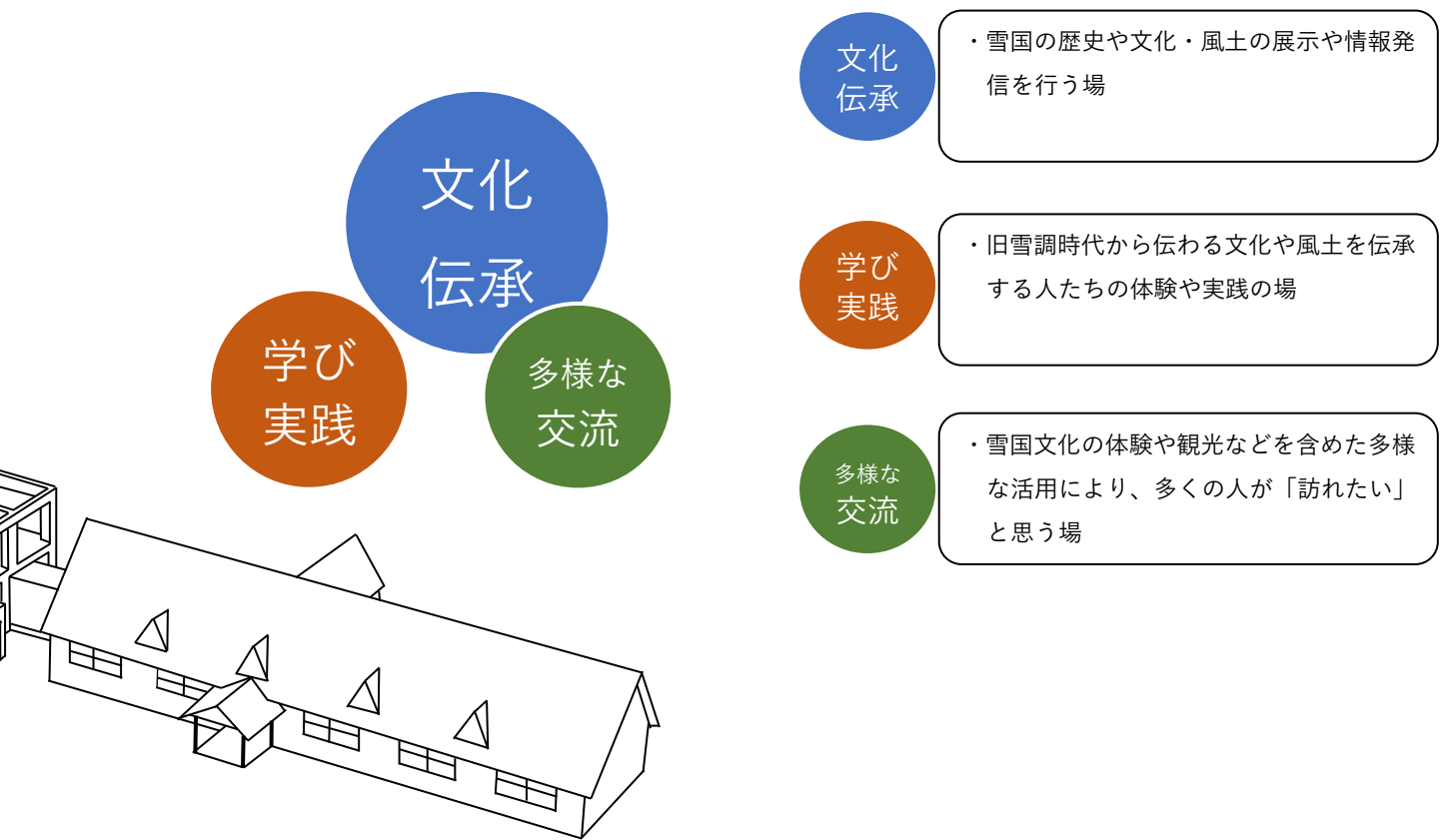
(3) 資料館とのかかわり

この保存活用方針は旧雪調の保存活用に係る方針ですが、「資料館」と「記念館（旧雪調）」の2つの棟が連携し、相乗効果により設置目的を実現していく必要があります。そのため、2つの棟のかかわりを下記のように想定しています。



方向性	現在の役割を引き継ぎ、資料館としての機能を強化する
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の文化振興および生きがいつくりの推進 ・雪国についての調査研究 ・旧雪調の資料および郷土資料保管
主な利用者	地域住民（最上郡全域）、社会教育関係団体、研究者など

現在の 利用状況	雪国ライブラリー（1階）	▶市民の学習場所など
	書庫（1階）	▶資料保管
	雪国ギャラリー（1階）	▶現在の雪国文化などの展示
	雪国文化ホール（2階）	▶生涯学習講座や社会教育団体の活動など
	情報交流室・視聴覚研究室（2階）	▶社会教育団体の活動など



記念館(旧雪調)

方向性	雪国で育まれてきた文化や歴史を広く伝え、新たな視点で活用していく	
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・雪国文化を次世代に伝承する場 ・学び合い、実践できる場 ・多様な交流が生まれる場 	
主な利用者	地域住民（最上郡全域）、各種団体、観光客、研究者など	
現在の利用状況	情報展示室（1階） 2階	<ul style="list-style-type: none"> ▶雪についての研究や歴史に関する展示 ▶未活用

6. 市内他施設とのかかわり

本市には、「旧雪調（雪の里情報館）」の他にも、「旧農林省蚕糸試験場新庄支場（エコロジーガーデン）」が国の登録有形文化財に登録されており、第2次世界大戦前の旧農林省関連の施設が複数現存する点に特徴があります。その他にも国の史跡に指定されている「新庄藩主戸沢家墓所（瑞雲院）」や、新庄市指定の史跡である「新庄城址（最上公園）」、新庄市の歴史や文化・新庄まつり関連の展示をしている「新庄ふるさと歴史センター」など、様々な歴史や文化に触れるスポットが存在します。

旧雪調は、まちに点在する史跡や文化財、歴史・文化スポットと連携していくことで、新たな可能性を秘めています。その可能性を引き出す活用方法のひとつとして、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律を活用したまちづくりも考えられます。

今後、これらのエリアを構成するひとつの施設として、先に挙げた施設や場所と連携した活用方法も模索し、エリアの価値向上の一助となるよう旧雪調の保存活用に努めていきます。



資料編

■登録有形文化財（建造物）の概要

平成 8 年 10 月 1 日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。

文化庁ホームページより

■国の登録有形文化財（建造物）登録時の所見より抜粋

旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎は、第2次世界大戦前に大蔵省営繕管財局が設計した建物で、地方に現存する数少ない建物として貴重である。関連する史料も多数残されており、保存状況も比較的に良好である。そのため、登録有形文化財の登録基準「再現することが容易でないもの」に該当するものと考えられる。

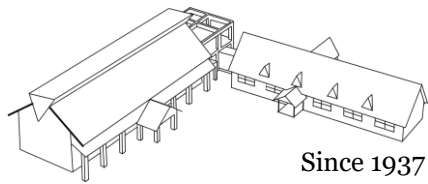
新庄市には、日本建築学会歴史的建築総目録データベースによると、近代に建てられた建築物が21例掲載され、そのうち13例が現存している。内訳は、民家・商家が8例、社寺が1例、土蔵造が1例、3例が近代建築である。3例は、申請建物（雪調）と、JR新庄駅工場（明治36年竣工）、国有形登録文化財となった旧農林省蚕糸試験場新庄支場である。

したがって、新庄市内は、第2次世界大戦前の旧農林省関連の施設が複数現存する点に特徴があり、旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎は、市内に残る貴重な近代建築のひとつといえる。積雪地方農村経済調査所は、地元では「雪調」と呼ばれ長く親しまれており、現在も「雪調」と呼ぶ人もいる。庁舎は、「雪調」の建物であることに加え、現在の「雪の里情報館」として広く人々に親しまれている。そのため、豪雪地である地域の特徴を伝える建物として、登録有形文化財の登録基準「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものと考えられる。

平成 25 年 2 月 18 日

工学院大学建築学部建築都市デザイン学科 教授 後藤 治（現工学院大学理事長）

工学院大学建築学部建築デザイン学科客員研究員 二村 悟



Since 1937

国登録有形文化財 旧農林省積雪地方農村経済調査所保存活用方針

■発行 新庄市教育委員会

■住所 〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号

■電話 0233-23-5005

協議過程における保存活用方針（案）へのご意見および経過について

○ 11/24、1/28 の政策調整会議で頂いたご意見

- ・活用方針下段に「事業実施についての協働先となる団体・企業などの育成・掘り起し」とあるが、雪の里情報館を一括で指定管理を実施している中で記載していいものか？総務課との協議が必要だと感じる。
- ・庁内検討だけでなく、別に市民に意見をいただく場や外部検討組織があったほうが良いと感じる。
- ・議員の方々から、文化財を広く活用していくべきといった意見を多くいただいている中で、エコロジーガーデンは、テナント収入などを得ている。旧雪調も社会教育施設ではあるものの、収入が入る形で、プロポーザルの実施やテナント貸出を実施したほうが良いと感じる。場合によっては、文化財部分を観光施設とすることもあり得ると感じる。
- ・文化を後世に残すことが、将来への責任だと感じる。投資を行ったところで、誰が使うのか？という人もいるが、文化を残す、保存することが必要だ。
- ・新幹線での来訪者には、二次交通を走らせ市内を周遊してもらえよう、おもてなしの施策が必要である。最近、エコロジーガーデンや戸澤神社に加え、御霊屋・旧雪調などの整備が進められており、面で魅せることができるようになってきたと感じる。多くの人が訪れている姿を市民に見せることで、市民の意識も変わっていくのではないかと感じる。
- ・活用に関しては、生涯学習施設ではあるものの、新しい活用者（プレイヤー）が出てきた場合に活用できるよう、保健所の許可を事前にとっておくなど、誰でも使えるような整備が必要であると感じる。
- ・今後のことになるとは思うが、「雪の里情報館と言えば『これ』』と言ってもらえるようなストーリー性が伴ったものがあると、市民のみならず、観光客にも受け入れてもらえると感じる。

「事業実施についての協働先となる団体・企業などの育成・掘り起し」の記載については、総務課と協議した結果、具体的な活用方法や協働先が決まり次第、仕組みを考えていくこととさせていただきます。加えて、パブリックコメント終了後の策定委員会のご意見により「施設を活用するにあたり持続可能な施設運営に向けた主要な検討課題」の記載を削除させていただきます。

外部検討組織に関しては、保存活用計画を策定する際に、外部委員を入れた検討など、広く意見を頂く機会を考えています。

プロポーザルの実施やテナント貸出など、ランニングコストの軽減に対する取組は、P 8の施設を活用するにあたり持続可能な施設運営に向けた主要な検討課題に記載したとおり、検討を行っていきたいと考えております。

二次交通の件や文化財や文化スポットを面で魅せていくことに関しては、歴史的風致維持向上計画策定時に足並みを揃えながら実施していきたいと考えております。

具体的な活用方法については、来年度より実施する、保存活用計画の中で検討を行ってまいります。

○ 12/9 の総務文教委員協議会で頂いたご意見

佐藤（卓）委員：市内他施設とのかかわりの地図について、スペースの兼ね合いで記載のようになっていくかと思うが、鳥越八幡宮なども入れ込んだほうがいいのではないか。

▶今回は、町の中心部を念頭においた記載とさせていただいた。今後、関わる可能性がある歴まちの計画に関しても、エリアを区切った計画を作成する必要があるため、このような記載とさせていただいた。

佐藤（卓）委員：具体的な活用方法などを考えていくこととなるのか？また、活用を考えた際、資料館の活用方法や、運営費軽減のため記念館でお金を稼げる仕組みが必要となると思うが、検討を行っているのか？

▶本来は、旧雪調（記念館）のみの方針ではあるが、記念館・資料館が一体となって「雪の里情報館」となっているため、このような記載をさせていただいた。また、具体的な活用に関しては、次年度以降に作成を予定している「保存活用計画」の中で検討を行っていき、その中で民間活力を生かした施設活用などを検討していきたいと思っている。

佐藤（卓）委員：具体的な活用が重要だと感じる。今後、保存活用計画を策定する際に、展示や情報発信、資料館と一体的な活用、高速通信の整備など、検討を行っていただきたい。

また、文化財の管理について、文化財を扱える資格のある方を配置したほうが良いのではないかと？

▶今後の事業展開を明確にした後、必要な人材配置を行っていきたいと考えています。

小嶋委員：現在、松岡俊三に関連し、楯岡の小学校の児童・生徒が見学に来ている。新庄市内の児童・生徒へも郷土学習の一環として取り入れてもらいたい。

▶今回の活用方針について「雪国文化を次世代に伝承する場」と記載させていただいているとおり、文化伝承を行っていきたいと考えています。

小嶋委員：教育委員会のホームページを見ると、何をしているのかが不明瞭である。情報開示・情報発信を積極的に行ってほしい。

▶情報発信については、議員の皆様からご指摘いただいているところです。今後、広く発信できるよう、努力してまいります。

上記のような、ご意見をいただき、受答えを行ったため、パブリックコメントの際は、保存活用方針の大きな変更は行いませんでした。

○ パブリックコメントの結果

- ・意見を提出できた方：市内に在住・在勤・在学の方、市内事業者及び団体、又は本方針に利害関係のある方
- ・募集期間：令和2年12月10日（木）から令和3年1月4日（月）
- ・集約状況：0件

○作業部会（1/7）や策定委員会（1/15）で頂いたご意見

- ・レイアウトや文字の見せ方を一定にしたほうが良い。
- ・人名の記載があるところは注釈を入れたほうが良い。
- ・「(2) 建物の概要」というタイトルを「(2) 旧雪調の建物概要」と訂正したほうが良い。併せて、「(3) 図面」を「(3) 旧雪調の図面」と訂正したほうが良い。
- ・P8の「活用に向けた主要な検討課題」の部分の記載は必要であるのか疑問に感じる。
- ・この検討課題は保存活用計画上で記載し、今回の方針は、あくまで方向性を示すのみで良いのではないか。
- ・P10の下段の主な利用者の部分の「民間団体」を「各種団体」と「来訪者」を「観光客」と記載したほうが良い。
- ・P11の施設の表記が文中と地図上で統一していないため、統一したほうが良い。



上記のような、ご意見をいただき、ご意見いただいた箇所については適宜、訂正を行いました。

政策調整会議や総務文教常任委員会において、前回お示した下記の「事業実施についての協働先となる団体・企業などの育成・掘り起し」についてご意見いただき、再整理の必要性を感じ、作業部会・策定委員会へお諮りしたところ、上記のご意見をいただき、削除する形で訂正させていただきました。

（削除した部分／保存活用方針 P8下段）

施設を活用するにあたり持続可能な施設運営に向けた主要な検討課題

- ▶ 民間の活力やノウハウを生かした施設活用
- ▶ 民間団体からの事業提案による新たな利活用
- ▶ 事業実施について協働先となる団体・企業などの育成・掘り起し
- ▶ 管理運営費の軽減に向けた取り組み